

中部運輸局
自動車交通部

平成30年9月18日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部
旅客第二課 小笠原、山田、深谷
TEL 052-952-8036

同時発表：静岡県政記者クラブ

伊豆地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

静岡県伊東市の伊豆交通株式会社から一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃の変更（運賃改定）を求める旨の要請書が、平成30年9月13日に提出されましたのでお知らせします。

なお、伊豆地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が7割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

1. 要請者

会社名：伊豆交通株式会社
住 所：静岡県伊東市鎌田508番地の1

2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分を抜粋）

- ◆初乗距離を「1.5km→1.2km」に変更
- ◆中型車・小型車の車種区分を廃止し、普通車へ車種区分を一本化

【初乗運賃】

車種区分	要請運賃
普通車	1.2kmまで 620円

車種区分	現行運賃
中型車	1.5kmまで 710円
小型車	1.5kmまで 700円

【加算運賃】

車種区分	要請運賃
普通車	200mまで 90円

車種区分	現行運賃
中型車	225mまで 80円
小型車	273mまで 80円

（※1）伊豆地区（運賃が適用される地域）

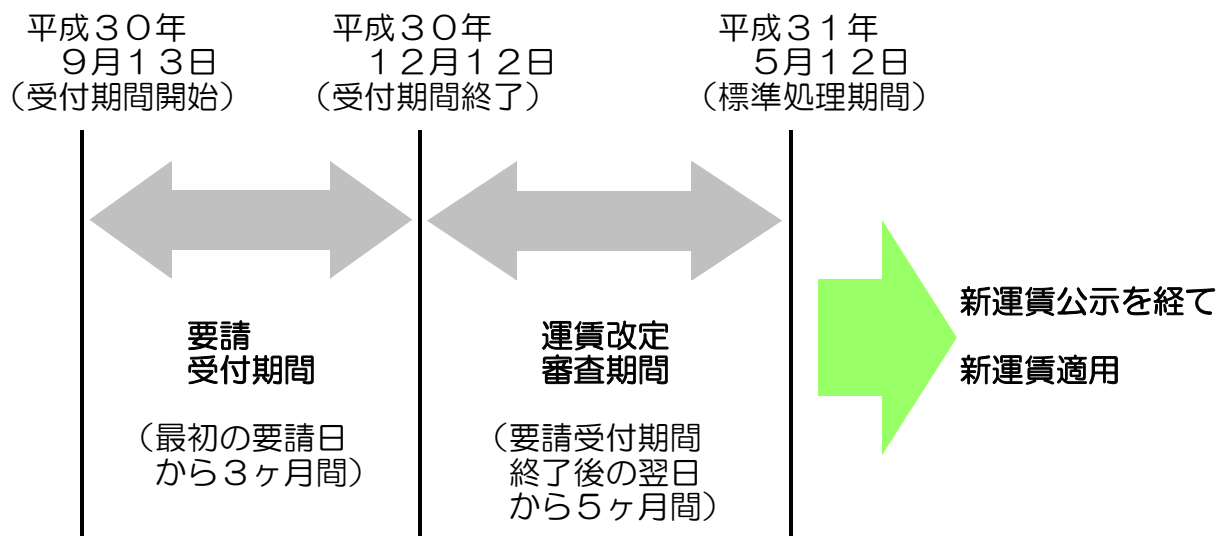
伊豆交通圏（ただし、熱海市泉地区を除く。）

※伊豆交通圏とは、熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、沼津市（旧田方郡戸田村の区域に限る。）、伊豆の国市（旧田方郡大仁町の区域に限る。）、賀茂郡の6市5町の地域

（※2）伊豆地区 車両数（平成30年9月13日現在）

車両数：582両（25者） ※7割以上＝408両

【今後の予定スケジュール】



- ※ 要請受付期間中に、要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。
要請受付期間中に、要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達したものの、要請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。